

平成 1 5 年
国民健康・栄養調査結果の概要

健康局総務課生活習慣病対策室

電話 0 3 - 5 2 5 3 - 1 1 1 1
内線 2 3 4 4, 2 3 4 5

I 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき、国民の身体の状況、栄養素等摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査対象及び客体

調査の対象は、平成15年国民生活基礎調査において設定された単位区内の世帯の世帯員で、平成15年11月1日現在で満1歳以上の者とした。

調査の客体は、平成15年国民生活基礎調査において設定された単位区から、層化無作為抽出した300単位区内の世帯及び世帯員とした。

なお、コチニン濃度に関する調査の客体は、上記300単位区から層化無作為抽出した75単位区内の世帯の20歳以上の世帯員とした。

調査実施世帯数は、4,160世帯であり、集計客体数は下記のとおりである。

総数	総数	1-6歳	7-14歳	15-19歳	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳以上
身体状況調査	9,391	572	763	424	838	1,151	1,129	1,472	1,489	1,553
血液検査	5,307	-	-	-	405	727	747	1,065	1,203	1,160
コチニン検査	1,207	-	-	-	90	166	179	248	268	256
栄養摂取状況調査	11,105	639	939	563	1,068	1,393	1,331	1,730	1,642	1,800
生活習慣調査	9,794	-	-	580	1,101	1,433	1,382	1,788	1,662	1,848

男性	総数	1-6歳	7-14歳	15-19歳	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳以上
身体状況調査	4,243	303	381	189	386	511	504	642	666	661
血液検査	2,112	-	-	-	162	263	270	402	513	502
コチニン検査	478	-	-	-	34	62	67	87	118	110
栄養摂取状況調査	5,263	347	472	272	516	671	643	816	771	755
生活習慣調査	4,563	-	-	283	526	690	666	841	780	777

女性	総数	1-6歳	7-14歳	15-19歳	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳以上
身体状況調査	5,148	269	382	235	452	640	625	830	823	892
血液検査	3,195	-	-	-	243	464	477	663	690	658
コチニン検査	729	-	-	-	56	104	112	161	150	146
栄養摂取状況調査	5,842	292	467	291	552	722	688	914	871	1,045
生活習慣調査	5,231	-	-	297	575	743	716	947	882	1,071

3. 調査項目

1) 身体状況調査票

- ア. 身長、体重（満1歳以上）
- イ. 腹囲（満15歳以上）
- ウ. 血圧（満15歳以上）
- エ. 血液検査（満20歳以上）（うち75単位区のみコチニン濃度検査）
- オ. 1日の運動量〈歩行数〉（満15歳以上）
- カ. 問診〈服薬状況、運動〉（満20歳以上）

2) 栄養摂取状況調査票（満1歳以上）

世帯員各々の食品摂取量、栄養素等摂取量、食事状況〈欠食・外食等〉

3) 生活習慣調査票（満15歳以上）

食生活、身体活動・運動、休養（睡眠）、飲酒、喫煙、歯の健康等に関する生活習慣全般を把握するとともに、平成15年調査では、「たばこ」及び「健康日本21中間評価関係」を重点項目とした。

4. 調査時期

- 1) 身体状況調査：平成15年11月
- 2) 栄養摂取状況調査：平成15年11月の特定の1日（日曜日及び祝日は除く）
- 3) 生活習慣調査：栄養摂取状況調査日と同日

5. 調査方法

- 1) 身体状況調査：被調査者を会場に集めて、調査員である医師、管理栄養士、保健師等が調査項目の計測及び問診を実施した。
- 2) 栄養摂取状況調査：世帯毎に被調査者が摂取した食品を秤量記録することにより実施した。調査員である管理栄養士等が調査票の説明、回収及び確認を行った。
- 3) 生活習慣調査：留め置き法による自記式質問紙調査を実施した。

6. 調査系統

調査系統は次のとおりである。

厚生労働省－都道府県・政令市・特別区－保健所－国民健康・栄養調査員

7. 用語の解説

この1ヶ月間にたばこを吸っている者	喫煙歴に関係なく「この1ヶ月間に毎日又は時々たばこを吸っている」と回答した者
現在習慣的に喫煙している者	これまで合計100本以上又は6ヶ月以上たばこを吸っている者のうち、「この1ヶ月間に毎日又は時々たばこを吸っている」と回答した者
過去習慣的に喫煙していた者	これまで合計100本以上又は6ヶ月以上たばこを吸っている者のうち、「この1ヶ月間にたばこを吸っていない」と回答した者
喫煙しない者	「まったく吸ったことがない」又は「吸ったことはあるが、合計100本未満で6ヶ月未満である」と回答した者
受動喫煙	室内等において、他人のたばこの煙を吸わされること
コチニン	たばこの煙に含まれる成分の一つであるニコチンが体内で代謝されてできる物質で、受動喫煙の程度を示す指標の一つ

この調査結果に掲載している数値は、四捨五入のため、内訳合計が総数に合わないことがある